

神奈川県議会委員 永田まりな

MARINA NAGATA

鎌倉人 VOL.52

緊急事態宣言解除

5月25日、神奈川・北海道・埼玉・千葉・東京の5都道県に継続されていた緊急事態宣言が解除されました。4月7日に7都府県に発令された緊急事態宣言はその後全国に拡がり、約1ヶ月半で全て解除となりました。(神奈川県は4月7日から発令されていました)

緊急事態宣言が解除され、私たちの生活は全て元に戻ったのでしょうか？ 残念ながらウイルスが消滅したわけではなく、私たちは今後、ウイルスの存在する中で感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させることが求められます。

神奈川県では緊急事態宣言後の本県経済の再開と医療体制の維持を図るため、「**神奈川ビジョン**」を以下の通り策定しました。未だ手探りの中で進んでいるところもあり、また、これからも状況如何ではこの内容も大きく変更の舵を取らなくてはいけないこともあると思いますが、皆様からのご意見を県に訴えることを続け、県民の安全安心な生活のために仕事をまいります。

神奈川ビジョン

1. 今後の感染症対策と指標(マイルストーン)

国は、患者数が伸びたところで緊急事態宣言をして、患者数を減らしてきました。今後は感染観察に入ります。感染観察から感染拡大注意への移行については、知事の権限です。

現在 特定警戒都道府県指定の解除

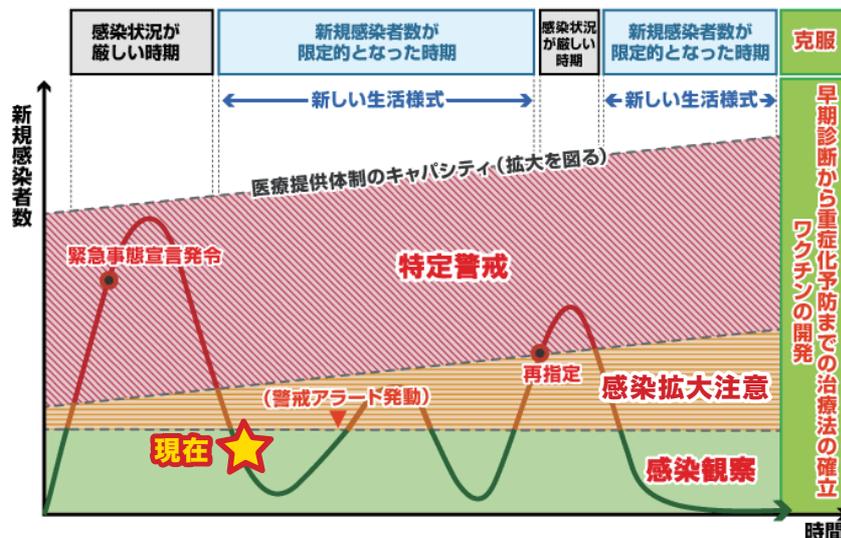
外出自粛・休業要請解除

某日 神奈川警戒アラート発令

外出自粛・事業者に警戒要請

某日 再び 特定警戒都道府県指定!!

徹底した外出自粛・休業要請



2. 外出自粛要請・休業要請について

以下のような、新しい生活様式の定着が必要です。

感染防止対策がされていない場所・クラスター歴があるような場所へ行くことや、帰省・旅行など都道府県域を越えた移動を控えましょう。

新しい生活様式



事業者は県のガイドラインに基づく「適切な感染防止対策」を講じることを前提に、休業要請を解除します。また、小規模イベント(屋内100人・屋外200人以下)の開催を可能とし、今後はモニタリングを行いながら、段階的に解除してゆきます。

STEP1 感染防止対策の創意工夫を図り営業再開
小規模イベント開催可能

STEP2 時短営業を解除、中規模イベント開催可能

実施・取り組み内容の詳細は

神奈川ビジョン



新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

神奈川県では休業、無給、減給などによる生活への不安・生活資金の不足・納税や保険料納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。事業者向け各種補助金のご案内はこちら → [神奈川 コロナ 事業支援](#)

給付金等	すべてのみなさまに	特別定額給付金	一人当たり 10万円	住民基本台帳に記録されている全国すべての方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 二人当たり10万円を給付 します。	各市町村又は 総務省コールセンター ☎ 0120-260020
	子育て世帯	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童一人当たり 1万円	児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、 対象児童一人当たり1万円を支給 します。	各市町村
	業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の 80% 補償	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、 労災保険給付の対象 となります。	各労働基準監督署
	感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険の 傷病手当の支給		新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受けとれる場合があります。	各市町村
	収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給 対象範囲拡大		休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。 対象：離職・廃業後2年以内 / 給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	市在住 各市の自立相談支援機関 町村在住 県の自立相談支援機関
	収入減で学業の継続が難しい	学生支援緊急給付金		家庭から自立した学生等で、新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入の大幅な減少等により、修学の継続が困難になっている方に対して給付金を支給します。 住民税非課税世帯の学生 20万円 / 左記以外の学生 10万円	在学する学校
貸付	休業・失業等で生活資金に不安 生活福祉資金の貸付	緊急小口資金 一時的な資金が必要な方 (主に休業された方等向け)	【無利子貸付】 最大 20万円	据置期間 貸付日から1年以内 返済期間 据置期間経過後2年以内	各市区町村社会福祉協議会 県社会福祉協議会 HP参照
		総合支援資金（生活支援費） 生活の立て直しが必要な方 (主に失業された方等向け)	【無利子貸付】 単身世帯 複數世帯 月 15万円 以内 月 20万円 以内	据置期間 貸付日から1年以内 返済期間 据置期間経過後10年以内	個人向け緊急小口資金・総合 支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999
猶予	納税が今は厳しい	県税の納税の猶予		新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、無担保・延滞金なしで1年間県税の徴収の猶予を受けることができます。	各県税事務所
	国民年金保険料等が払えない	国民年金保険料 免除・納付の猶予		失業、事業の廃止（廃業）又は休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町村
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予		上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられます。	お住まいの水道局